



うちなー健康経営宣言

第 980 号

令和 4 年 10 月 3 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「人材」は「人財」であり、会社にとってかけがえのない財産です。
その社員が、心身ともに健康で、十分に能力を発揮できるような取り組みを行っていきたいと思います。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 運動機会の増進に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。